

2013年5月9日

株式会社WOWOW
株式会社スター・チャンネル
スカパーJ S A T株式会社

B-CAS カードの不正視聴に関わる民事訴訟の提起について

株式会社WOWOW（本社：東京都港区、代表取締役社長 和崎 信哉）、株式会社スター・チャンネル（本社：東京都港区、代表取締役社長 木田 由紀夫）及びスカパーJ S A T株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長 高田 真治）の有料放送事業者3社は、有料放送を無料で視聴できるように不正に改ざんされたB-CASカードを第三者に譲渡した等の行為について、不正競争防止法違反等の罪で有罪判決が確定した2名に対して、5月9日に損害賠償の支払いを求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起しましたので、お知らせいたします。

なお、B-CASカードの所有者である株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズ（本社：東京都渋谷区、代表取締役社長 浦崎 宏）も、同2名に対し、同日付けで損害賠償の支払いを求める民事訴訟を東京地方裁判所に提起しております。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日
東京地方裁判所 2013年5月9日
2. 訴訟を提起した者（原告）
株式会社WOWOW
株式会社スター・チャンネル
スカパーJ S A T株式会社
3. 訴訟を提起した相手（被告）
東京都内在住の37歳（男）、44歳（男）の計2名
4. 訴訟の内容
不正競争防止法違反及び不法行為に基づく339万6529円の損害賠償請求

5. 訴訟までの経緯

東京都内在住の37歳の男は、B-CASカードの不正改ざんプログラムをインターネット経由で不特定多数の者に提供したほか、自らもB-CASカードを改ざんして有料放送を不正に視聴したなどとして、2012年10月京都地方裁判所において不正競争防止法違反等の罪で執行猶予付きの懲役2年の有罪判決を受け、既に判決が確定しています。

東京都内在住の44歳の男は「BLACKCASカード」と呼ばれる不正改ざんカードを、インターネットオークションで6枚販売したほか、自らも不正改ざんカードを使って有料放送を不正に視聴したなどとして、2012年10月京都地方裁判所において不正競争防止法違反等の罪で執行猶予付きの懲役2年の有罪判決を受け、既に判決が確定しています。

有料放送事業者3社は、B-CASカードの改ざん、譲渡という行為は、有料多チャンネル放送全体の健全な普及拡大に甚大な影響を与えるものであり、悪質かつ許されざる行為と考え、東京地方裁判所に提訴したもので、37歳の男には162万4348円、44歳の男には177万2181円の損害賠償の支払いを求めています。

なお、有料放送事業者3社は、今後も有料放送サービスの不正視聴にまつわる行為については、有料放送の公正な視聴の観点から厳正に対処していく所存です。

以上